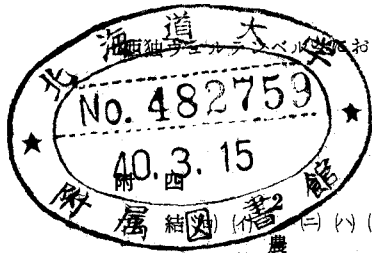


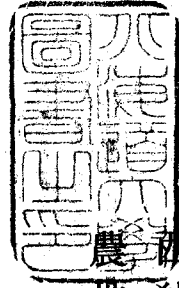


Title	西独ヴェルテンベルクにおける農地の一子相続
Author(s)	川井, 健; KAWAI, Takeshi
Description	論説
Citation	北大法学論集, 12(1), 1-48
Issue Date	1961-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27794
Type	departmental bulletin paper
File Information	12(1)_P1-48.pdf





ルテンベルクにおける農地の一子相続



西独ヴェルテンベルクにおける
農地の一子相続

一 序 説

二 一子相続制度の沿革

1 近世における一子相続制度

2 一九世紀における変遷

3 二〇世紀における一子相続法の制定

三 一子相続制度の内容

1 農場承継人の地位

(イ) 農場承継人

(ロ) 農場承継の形式

(ハ) 承継する農場の価格

(ニ) 農場譲渡人に対する終身扶養義務

(ホ) 農場を承継しない共同相続人の地位

(ヘ) 補償請求権

(ニ) 農場へ居住し得る権利

言

ルテンベルクの略図

川 井 健

本稿で引用する主要文献の略称を左に掲げる。

- Brugger=Peter, Der Anerbe und das Schicksal seiner Geschwister in mehreren Oberämtern des württembergischen Oberlandes. Berichte über Landwirtschaft, Zeitschrift für Agrarpolitik und Landwirtschaft hrsg. im Reichs- und Pr. Ministerium für Ernährung und Landwirtschaft, 121. Sonderheft, Berlin 1936.
- Elsas=Fritz, Zur Frage des Anerbenrechts in Württemberg. In: Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, Bd. 37, Heft 3, 1913.
- Ernst=Viktor, Die Entstehung des deutschen Grundeigentums, Stuttgart 1926.
- Fallati=Ein Beitrag aus Württemberg zu der Frage vom freien Verkehr mit Grund und Boden. In: Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, 2. Bd., Tübingen 1845.
- Fuchs=C. J. mit Zeltner und Heck, Die ländliche Vererbung in Württemberg und Hohenzollern. In: Die Vererbung des ländlichen Grundbesitzes in der Nachkriegszeit, hrsg. von M. Sering und C. v. Dietze. Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 178, Teil 1, 1930.
- Helferich=Studien über württembergische Agrarverhältnisse. In: Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft. Bd. 9 und 10, Tübingen 1853 und 1854.
- Hiller=C., Das bäuerliche Anerbenrecht in Württemberg, Archiv für die civilistische Praxis. Bd. 120, 1922.
- Knapp=Theodor, Neue Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte des württembergischen Bauernstandes, 2 Bde., Tübingen 1919.
- Krafft=K., Anerbensitte und Anerbenrecht in Württemberg unter besonderer Berücksichtigung von Württembergisch-Franken, Heft 6 der Tübinger wirtschaftswissenschaftlichen Abhandlungen, 1930.
- Reichle=Hans, Die Auswirkungen der güterrechtlichen Gebräuche und der Erbgewohnheiten auf die Hofübergabe im württembergischen Allgäu. Untersuchungen in 21 Gemeinden des Kreises Wangen. Diss. Hohenheim 1953.
- Schenk=Georg, Ersingen an der Donau. Ein Beitrag zur Geschichte des oberschwäbischen Erbhofrechts, Stuttgart 1934.
- Weibel=Eberhard, Das Anerbenrecht in Württemberg, Diss. Tübingen 1932.

一 序 説

ドイツにおける農地の一子相続制度研究の一環として、「西独シュヴァルツヴァルト地方における農地の末子相続」(北法一〇巻九二頁以下)に続き、本稿は、右地方に隣接するヴェルテンベルク(Württemberg)における農地の一子相続を考察しようとするものである。後述の如く、ヴェルテンベルクでは、分割相続地域もかなり広範囲にわたっているが、本稿では、一子相続地域のみを対象として、この地における一子相続制度の沿革と内容の特質を明らかにしたい。¹⁾

ヴェルテンベルクにおける農地の一子相続の形態は、一般に長子相続であつて、この点シュヴァルツヴァルトにおける末子相続とは、対照的である。しかしいずれも一子相続という点においては、根本的な差異を示すことはない。従つて本稿における考察の目的も、シュヴァルツヴァルトを扱つた場合と、本質的に異なるものではない。すなわち、わが国における農地相続立法のあり方を考究する素材の一つとして、ドイツにおける一子相続制度の本質、およびその制度の存在を可能ならしめている諸前提を探ることが必要であり、その目的のためには、全体の概観、個別的問題の追及の前に、各地方の特殊な相続慣行と結びついた一子相続法の発達の歴史と法の内容を究めることが要求されると考えられる(北法一〇巻九三頁以下参照)。

特にここで、シュヴァルツヴァルトについて、ヴェルテンベルクを考察の対象としたのは、次の諸理由による。第一に、すでに触れたように、ヴェルテンベルクにおいては、シュヴァルツヴァルトと異つて、農地の長子相続が行なわれ、これはむしろドイツの一子相続地方でとられる一般的形態であるから、シュヴァルツヴァルトにおける末子相続と対比しながら、長子相続制度にまつわる諸問題を考察したいと考えたこと、第二に、ヴェルテンベルクは、シュ

説
論

ヴァルツヴァルトとともに、西南ドイツに属し、両者の農地相続は、かなり共通の問題を含んでいるので、シュヴァルトヴァルトについての考察とともに、西南ドイツにおける農地の一子相続の研究を、さらに豊富ならしめんとしたこと、第三に、ヴュルテンベルクでは、分割相続地域も相当広範囲にわたっており、今ここで一子相続を考察しておくことによつて、後日分割相続を考察するときの準備を整えたいと考えたこと、等の理由による。

以下本稿で、ヴュルテンベルクにおける一子相続を考察するにあたり、留意すべき観点として、次の二点を指摘したい。第一に、この地における一子相続を歴史的に規定したと考えられる一つの要因として、特に近世におけるグロントヘルシャフト (Grundherrschaft) との関係如何という問題であり、第二には、制度の内容が、近代法における個人の自由、平等の原則と如何に調和するかという問題である。この二つの問題は、互に絡みあった形で歴史的発展を遂げて来たものであつて、両者の相関関係を解きほぐすことが、近代的一子相続立法の妥当性を検討する上に不可欠である。文献の制約もあつて、本稿で必ずしも十分こつした問題を究めることはできないが、結言において、一応の考察の結果を指摘したい。

ここで簡単に、ヴュルテンベルクの政治的事情を一瞥しておこう。一一世紀に登場した Conradus de Wirtinger の系統をひくヴュルテンベルク伯 (Grafen) は、一三世紀にネッカー・レームスタール (Neckar- und Remstal) 地方(以下、地名については「附註」参照)、シュヴァーベン (Schwaben) 地方を支配し、一四九五年に Landesordnung を制定するとともに太公 (Herzog) となった。一六世紀には、一時ハプスブルク家 (Haus Habsburg) の支配を受け、また宗教改革が行なわれた。一七世紀には、三〇年戦争、ルイ一四世の侵略戦争等の動乱の影響があつた。一八〇三年に選定候 (Kurfürst) となつたフリードリッヒ一世 (Friedrich I.) は、一八〇五年に王位 (Königswürde) を得て、当時オース

トリヤの支配を受けていたオーバーシュヴァーアベン(Oberschwaben)一八〇九年にはメルゲントハイム地方(Deutschmeisergebiet Mergenheim)ならびに当時バイエルン地方に属していたウルム地方(Reichsstadt Ulm)に支配を及ぼすに至った。これらが後述の新ヴュルテンベルク(Neu-Württemberg)といわれる地方である。ついで一八一六年に王位を承継したヴィルヘルム一世(Wilhelm I.)は、自由主義的政策をとり、一八一九年に憲法を制定した。一八四八年の革命の後、一八六六年カール一世(Karl I.)は、プロイセンと同盟(Schutz- und Bündnisvertrag)を結び、普仏戦争の後、ヴュルテンベルクは一八七一年以来ドイツ帝国に属することとなった。第一次大戦の後、新憲法が制定されて、ヴュルテンベルクは共和国(Freistaat)となり、第二次大戦の後、南ヴュルテンベルクはフランス軍に、北ヴュルテンベルクはアメリカ軍に占領されたが、一九五一年の国民投票の結果、ヴュルテンベルクは、バーデンと共に Land Baden-Württemberg を構成することとなった。

すでに触れたように、一子相続制度は、ヴュルテンベルクの全地域にわたって行なわれたのではない。すなわち、ヴュルテンベルクの西部に属するネッカー(Neckar)地方は、旧ヴュルテンベルク(Alt-Württemberg)あるいはシュヴァーベン(Unterland)と称されているが、ここでは一子相続慣行は発達することがなく、常に分割相続慣行(Erbteilungssitte; Realteilungssitte)のみが行なわれて来た⁽²⁾。後述のドナウ、ヤークスト地方に属する Kirchheim, Schorndorf も然り。この地方は、後述の東部に比較すると、人口が稠密であつて、交通や産業が発達している。土地も肥沃であつて農業は集約的である。特にネッカー峡谷(Neckartal)およびその周辺の峡谷においては葡萄の栽培も行なわれる。そのほか農民は農業以外の副業にも従事する⁽³⁾。分割相続が行なわれることと関連して、農業規模は小さく、農地の細分化(Parzellierung)がみられる。一九〇七年の統計によると、この西部には、一八五、三七四戸の農家があつて、農業経営総面積は、八七九、六八

一ヘクタールである。⁽⁴⁾つまり農家一戸平均の経営面積は、四・七四ヘクタールである。ただしこの統計にはネッカー地方のほか、一子相続慣行の行なわれるシュヴァルツヴァルトの一部 (Nagold, Calw, Neuenbürg, Oberndorf,) が含まれている。従つて、分割相続の行なわれる旧ヴェルテンベルクのみを取り上げると、一戸の平均経営面積は、右の数字よりも、もっと小さくなるであらう。

何故この地に一子相続慣行が成立しなかつたか、ということは、一子相続制度、分割相続制度の起源に関する困難な問題であつて、軽々に結論を下しえない。ただここでは、一子相続慣行が成立しなかつたモメントとして、右に述べた自然的、経済的諸条件のほかに、この地では、グルントヘルシャフトからの農民の解放が比較的早かつたという事実を指摘しておくにとどめよう。すなわち、シュヴァルツヴァルトについて述べた^(北法一〇巻一〇二頁)と同じく、グルントヘルシャフトは、土地を一体的に維持しようとなつたが、旧ヴェルテンベルクにおいては、結局その努力は成果をおさめなかつた。すなわち、一五六七年の *Landesordnung*、あるいは、一七三五年三月四日の *Generalscript des Herzogs Carl Alexander* は、農地の過度の分割を防止しようとしたが、成功せず、小作地 (*Zinsgüter*) とレーン (*Lehen; Bauernlehen*) を除く一切の農地は、一六世紀以来分割することができた。小作地については、一五八五年の *Landesordnung* によると、分割が禁じられていたが、これも一六一〇年には分割できるとされ、ただ小作料 (*Bodenzins*) が一人の手によつて支払われるべきものとされたにとどまる (*das dritte Landrecht*)。またレーンは、原則的には分割が許されなかつたが、実際には分割が行なわれ、一八世紀の自由所有地化 (*Allodification*) によつて、レーンは小作地に変化することとなつた。⁽⁵⁾かくて一九世紀のはじめには、大きい不分割農場はごく例外的に存在するにとどまつて、土地の細分化の傾向は、一九世紀の過程を通じて、ますます押し進められることとなつた。

これに対して、新ヴェルテンベルクと称されるヴェルテンベルクの東部においては、一子相続が、民衆に深く根ざした慣行 (tief eingewurzelte Sitte des Volks) として行なわれて来た。⁽⁶⁾ この東部というのは、オーバーシュヴァーベン、シュヴェービッシェ・アルプ (Schwäbische Alp) ー ホーエンローエル・エーベネ (Hohenloher Ebene) を含む地方であつて、ドナウ地方 (Donaukreis) (Wangen, Leutkirch, Waldsee, Rabensburg, Tettnang, Saulgau, Biberath, Riedlingen, Laupheim, Ulm, Blaubeuren, Ehingen の地区。⁽⁶⁾ たなごの地方に属する Münstingen, Geislingen ではなく、一子相続の行なわれぬ地域がある) ー およびヤークスト地方 (Jagstkreis) (Aalen, Gmünd, Neresheim, Gaildorf, Crailsheim, Ellwangen) に分れる。⁽⁷⁾ 西部に比べると、これらの地方では、人口が稠密でなく、工業もあまり発達していない。氣候、地味とも西部に比してめぐまれていない。⁽⁶⁾ 農家の規模は、五ヘクタール以上の土地を所有する中農が主である。一九〇七年の統計によると、東部では農業戸数一三九、四五五に対して、農業経営総面積は、八七九、六八一ヘクタールとなつてゐる。⁽⁶⁾ すなわち、一戸あたりの経営面積は、六・七九ヘクタール平均であつて、前記西部の四・七四ヘクタールより大きい。この東部に属する地にあつても、あるいは分割相続が行なわれ、あるいは分割相続と一子相続が混合して行なわれる地域もあつて、右の統計は、これらの地域をも包含しているから、一子相続地域のみの一戸あたりの経営面積は、右六・七ヘクタールよりも、もつと大きくなるであらう。

以下で考察の対象とするのは、このいわゆる新ヴェルテンベルクと呼ばれる地方における農地の一子相続である。

- (1) ヴェルテンベルクにおける一子相続法の概観については、我妻栄「農地一子相続制度序説」(石田文次郎先生還暦記念・私法学の諸問題(一)民法) 一八頁、二四頁、佐々木金三「ナチス以前の農地一子相続法」専修大学論集一六号(一九五八年一月)一〇頁参照。

- (2) Fallati, S. 320 ff.; Elsas, S. 1335; Knapp, 2. Bd., S. 136; Hiller, S. 289 und S. 299; Weibel, S. 18 und S. 19.

- (3) Hiller, S. 282 und S. 299, Kraft, S. 63 ff.; Weibel, S. 18.
- (4) Hiller, S. 301, vgl. Weibel, S. 21.
- (5) Heflerich, 9. Bd., S. 183; Weibel, S. 19 ff. また Knapp, 1. Bd., S. 121 und 2. Bd., S. 139 は「自然的条件を重視する。なお、西マインツにおけるグルントヘルシヤフットの v. Below, Territorium und Stadt, S. 1 ff. の紹介として、戒能通孝「東部独逸に於ける農地制」(法律社会学の諸問題所収) 二九〇頁以下参照。
- (6) Heflerich, 9. Bd., S. 184; Hiller, S. 287 und S. 296; Weibel, S. 22.
- (7) Elsas, S. 1335 ff.; Hiller, S. 287; Weibel, S. 22.
- (8) Hiller, S. 298.
- (9) Hiller, S. 301.

二 一子相続制度の沿革

1 近世における一子相続制度

シュヴァルツヴァルトでは、一五世紀頃、家共同体が解体して、そこに近代的私所有権が成立する過程の中に、農地の末子相続が成立をみたことを考察した(北法一〇卷九八頁以下、一三四頁参照)。しかし新ヴェルテンベルクにおいては、私所有権の成立は、著しくおそく、一九世紀の半ばに至るまで、農地の多くは、後述の如く、レーンの拘束を脱することができなかった。かように農地の私所有権の成立をみないところに、近代的一子相続制度が成立しないのは当然であつて、ただそこには、レーンの承継形式としての長子相続がみられるのみである。そしてこのようなレーンの承継形式としての長子相続の慣行は、この地におけるその後の農地相続の形態としての長子相続を規定する上に、大きい意味をもつたと考えられる。すなわち、シュヴァルツヴァルトにおける如く、比較的早く、グルントヘルシヤフットの拘束が除去

された地において、末子相続の形態が出現した(北法一〇卷一〇頁以下参照)の対比して、新ヴェルテンベルクにおけるように、ブルントヘルシャフトの拘束の強いところに長子相続の形態が発達したことは、勿論それだけが決定的要因ではないにしても、一子相続制度の起源を考察するについての重要な示唆を与えるのではないかと考えられる。以下このように視点に立ちつつ、新ヴェルテンベルクの近世における一子相続制度を考察したい。

先ず一子相続制度の沿革を考察する前提として、近世における農地の所有関係を明らかにしなければならない。その所有関係は、まことに複雑であつて、その複雑性は、農民に対する支配者の支配関係の多様性に対応しているものといふことができる。まさに、テオドール・クナップのいうように、「何人も二人の主人に仕えることができない」といふ言葉は、一六世紀から一九世紀にかけての農民にはあてはまらなかつた。農民は二人どころか、四人、五人あるいはそれ以上の主人に仕えなければならなかつた」⁽¹⁾のであつて、かような複雑な支配関係から農民が抜け出し、そこに近代的所有権が確立する過程の中に、近代的な一子相続制度は成立していったといふことができる。そこで一子相続制度の成立を考察するためには、近世における土地の多種の所有関係を、一つ一つ洗い出し、それに対して、一子相続制度の成立という角度からの光をあてていかなければならない。

すでに戒能教授によつて詳細に紹介されているように、近世におけるヴェルテンベルクの農地の所有関係は、三つの種類に分けることができる。すなわち、第一には、農民の私有地(bäuerliche Eigengüter)、第二には、年期小作地(Zeitpacht)、第三には、レーン(Lehen; Bauernlehen)である。このうち近世初頭においては、レーンが最も重要な地位を占め、これが農民の土地利用関係の大部分を為していた。⁽²⁾このレーンは、さらに Erblehen (永代小作) と Fullehen (一代小作) の二種類に分つことができる。Erblehen は、レーンを与えられた農民の死亡によつてもレ



説
論

ン關係が消滅することはなく、相続人はこれをグルントヘルに返す必要がなかった。そして Erblehen の所持者たる農民は、これを処分することができ、相続に際しても、Erblehen は、自由分割の対象となりえた。前記旧ヴェルテヘルクにおけるレーンは、かような Erblehen の性質をもった。⁽⁶⁾

これに対して、Fallehen は、農民の生存中 (auf Leib und Leben) にのみ与えられるものであつて、レーンを与えられた農民が死亡すれば、レーンはグルントヘルに返さなければならなかつた。かような性質に着目して、Fallehen は、leibfällige Güter; heimfällige Güter あるいは、Zweiaugengüter と云われ、またこの Fallehen が、通常夫婦を単位とする農民に与えられたところから、zweifällige oder Vieraugengüter とも呼ばれた。この Fallehen が Erblehen に比し、農民にとつていちじるしく不利であつたことはいうまでもない。そして一子相続地方に属する新ヴェルテヘルクにおけるレーンは、通常この Fallehen の性質のものであつた。⁽⁷⁾

この Fallehen は、乍らに別名として Schupflehen または Gnadenlehen と呼ばれた。すなわち、グルントヘルは、レーンを権利として与えたのではなく、恩恵 (Gnaden) によつて与えたのであつて、彼はいつでも恣意的にこのレーンをとりあげる (Schupfen) ことができた。たとえば、ミンジゲン (Münzingen) では、Schupflehen の名称こそ用いられなかつたが、一六世紀の半ばすぎまで、Schupflehen 的な法律関係が見られたといわれる。しかし一般には一六世紀にはヴェルテヘルクで、レーンは一代限りで (auf Lebenszeit) 与えられ、たとえ Schupflehen とか Gnadenlehen という名称が用いられていても、それは Fallehen の性格をもつていたといわれる。⁽⁸⁾

かような Fallehen は、その後次第に Erblehen へと性質を変じていった。レーンを与えられた農民の死後、その汗の結晶を他人に享受させるよりも、一子によつて大切に経営させる方が、支配者にとつても有利であつた。そこで

レーンを与えられた農民が死亡すると、その一子は、相続手数料 (Handlohn) をグルントヘルに支払うことによつて、レーンを承継することができた。この手数料の額は、本来グルントヘルによつて任意に定められるべきものであつたが、実際には、レーンの価格の一〇%とか二〇%——オーバーシュヴァーベンの場合——という額が慣習上定まつていた。

かような *Fallehen* の *Erblehen* への変質の中に、われわれは、近代的一子相続制度の萌芽を見出すことができる。しかしそれは未だ萌芽にとどまるのであつて、レーンの存続する限り、法的には、農民は土地の単なる利用権 (*Nutzungsrecht*) をもつにとどまつて、自由な土地所有権を有せず、従つて農地の所有権の相続という意味での近代的一子相続制度は成立しなかつたといふことができる。そしてそのレーンは、一九世紀に至るまで存続した。

何故レーンが一子のみによつて承継されなければならなかつたか、また一子のうちでも何故長男子が優先したか、については、その要因の一つとして、この地におけるグルントヘルの支配が強かつた事実を指摘しなければならぬ。すなわち、レーンが早く解消して農地の分割相続の行なわれた前記旧ヴェルテンベルクにおいては、統一的な太公支配権 (*Herzogtum*) が早く確立したのに対し、新ヴェルテンベルクでは、大小の聖俗支配者が分立し、このことは農民にとって不利益であつた。⁽¹¹⁾ そしてグルントヘルは、農場の給付能力の維持のために、レーンの一体性が損われないことを望み、また、シュヴァルツヴァルトについて述べたように^(北法一〇卷一、一〇二頁参照)、一子相続のうちでも、グルントヘルにとつて有利な長子相続を望んだ。勿論そのほか、序説で指摘した土地の自然的、経済的条件も無視することはできないであらう。

以上が新ヴェルテンベルクに多く見られたレーンの承継の形式であるが、この地方では、レーンに限らず、農民所

説 有の農場も、慣習上、家族の所有 (Familienbesitz) として、不分割の承継が行なわれた。⁽¹²⁾

論

- (1) Knapp, I. Bd, S. 1. の実例として、戒館・前掲三三三頁紹介のシエヴァーレンのハウンズハイムの場合参照。
- (2) 戒館・前掲三三五頁以下。なお次註以下の引用文献のほか、L. Fick, Die bäuerliche Erbfolge im rechtsrheinischen Bayern, 1895, S. 149 参照。
- (3) この農民の私有地は、全く自由な所有権を有する。Zins (貢租) と Gilt の負担のついた所有権であった。その地を所有する農民は、Gilt- oder Zinsmann (貢租負担農民) と呼ばれ、その Zins と Gilt を受領する支配者は、Zins- oder Fronherr と呼ばれた。Zinsmann は、血田その所有権を処分し、また相続を承継する権利を有した (Krafft, S. 54)。かような私有地は、オーストリアのトーン川の Leutkircher Heide と Bodenseegegend の「一戸」八世家領を有した (Hiller, S. 285)。ヤールホンスナウ全体として、その例外的存在は、(Knapp, I. Bd, S. 109; Krafft, S. 53.)
vgl. Knapp, I. Bd, S. 109 und S. 110. Krafft, S. 58 以下、その「Komturei Rothenburg 及び Zeitpacht を持った」Schauplatz を示している。
- (4) Knapp, I. Bd, S. 110; Hiller, S. 285.
- (5) Fallat, S. 325; Hiller, S. 285; Ernst, S. 95. Krafft, S. 59 ff. 以下、その「Erbleben に対するゲルントヘルの規整は、各地で異なるが、一般には相続と隣りの分離は、ゲルントヘルの同意を必要としたことが述べられている。
- (6) Fallat, S. 325; Knapp, I. Bd, S. 117; Hiller, S. 285; Krafft, S. 57.
- (7) Knapp, I. Bd, S. 118.
- (8) Knapp, I. Bd, S. 119 ff. vgl. auch Ernst, S. 95.
- (9) Fallat, S. 324; Ernst, S. 92; Krafft, S. 53, Anm. 12 und S. 57. 以下、その「Krafft, S. 64 以下の一九三〇年法草案理由は、二十世紀を規定する「マクスター」として、自然的条件を重視する。なお、この箇所本文の記述は、「シエヴァルツヴァルトに於いて述べたところ (北法一〇二頁) と一見異なる。しかしシエヴァルツヴァルトと新ヴェルテンベルクとは、ゲルントヘルシャフトの支配の態様や質を異にすることが注意されるべきであり、形式的にゲルントヘルシャフトの分立か否かのみが直ちにその支

配の強弱を決定づけるとは言えないものと考えられる。ただし、この点の法制史的な角度からの検討は、本稿のよくしえなかつたことである。他日を期したい。

(12) オーバーシユヴァーベンにつき、Hiller, S. 287. 北ヴェルテンベルクにつき、Knapp, I. Bd., S. 120.

2 一九世紀における変遷

シユヴァルトツヴァルトにおいては、一九世紀にフランス革命の影響を受けて、自由主義の立場から、一子相続制度に対する攻撃が強かつた。にもかかわらず、早くから確立された末子相続慣行は動揺することなく、却つてバーデン政府によつて、立法的に強力に維持されたことを考察した(北法一〇卷一、〇七頁以下)。しかし新ヴェルテンベルクにおける事情は異なる。すなわち、この地ではフランス革命の影響は、一子相続制度に対する挑戦という形においてはではなく、むしろ私所有権 (Privateigentum) 成立の前提として、先ずレーンの解体という点に現われた。しかもその解体は、グルントヘルの側からの根強い抵抗があつて容易ではなく、やつと一八四八年に最終的に行なわれ、そこにはじめて農地の私所有権の法的成立を見たといふ。

かように、グルントヘルシャフトの支配が強く、そのため私所有権の成立がおくれたことは、この地で一九世紀に一子相続法制定の動きが見られなかつたことと関連するよう思われる。すなわち、シユヴァルトツヴァルトでは、一九世紀の末ドイツ民法の制定を前に一子相続法の制定を見たが(北法一〇卷一、一頁以下参照)、新ヴェルテンベルクでは、レーンの解体の後、土地の取引は、ある程度見られたにしても、一子相続制度を根底から脅かすような資本主義的生産様式の影響が見られず、従つてレーンの相続形態としての長子相続慣行が、私所有権の相続形態としても安住し得て、特

に一子相続制度を法的に確立するだけの必要が存しなかつたのではないかと考えられる。以下この一九世紀における変遷をあつげよう。

一八〇三年から一八一〇年にかけて、新ヴュルテンベルクは、旧ヴュルテンベルクに統合され、諸子均分相続を定めたラント法が新ヴュルテンベルクにも適用されることとなつた。しかし前述の如く、新ヴュルテンベルクには、當時なお *Fallehen* が多く残存して、ラント法の適用はそれほど大きな意義を有しなかつた。そこでヴュルテンベルク政府は序々にレーンの自由所有地化 (*Allodification der Lehen*) に努めたが、とりわけ一八一六年一〇月三〇日にフリードリッヒの王位を継承したヴィルヘルム一世は、農民解放のための多くの立法に心がけた。その立法の中でも一八一七年一月二八日の二つの勅令 (*Edikte*) は重要である。すなわち、その第二の勅令は、ライプアイゲンシヤフト (*Leibeigenschaft*) の廃止、および農地のレーン (*Lehnbarkeit der Bauerngüter*) の廃止を宣言した。これによつて、*Erblehen* は最終的に自由な小作地 (*freie Zinsgüter*) であることが認められ、それは容易に農民の所有 (*Eigentum*) となり得た。しかし *Fallehen* については例外が定められ、任意に解消されない限り、なお存続すべきものとされた。ただこの *Fallehen* を家族が承継する権利 (*das Recht der Familiennachfolge*) は、従来慣習に委ねられていたのが、法律上確定されることとなつた。しかし共同相続人間の農場の自由分割は、依然許されなかつた。右勅令に対しては、グルントヘル *Standesherrn* の側から強い抵抗が示され、彼等は、あるいはこの勅令の施行を妨げ、あるいは分割の許可 (*Consens*) を拒むことによつて、土地の不分割を維持した。また *Fallehen* の所有地化 (*Eigenmachung*) に対して、彼等は、*Fallehen* の制度が大きい農地の零細化を防ぐ唯一の保護であり、農地の零細化は一般的な窮乏を直接導くものであることを世論に訴えた。

しかし一八四八年四月一四日の「土地上の負担の廃止に関する法律」(das Gesetz betreffend die Beseitigung der auf dem Grund und Boden ruhenden Lasten)は、すべてのレーンとグルントヘルの拘束 (Lehens- und Grundherrlichkeitsverband) を廃止すると同時に、農民の負担を解消せしめた。そこで Fallehen は、完全に農民の所有物 (Eigentumsgut) となつて、その自由分割を妨げる法的拘束は一切除去されることとなつた。⁽⁵⁾ 一八四八年当時、オーバーシュヴァーペンの各地で農地の半数近くが Fallehen であつたことを思うとき、この法律の及ぼした影響がいかに大きかつたかは想像に難くない。

かくて農場の不分割承継の慣行は、その法的支えを全く失うこととなつて、ある程度自由分割が行なわれ、またオーバーシュヴァーペンでは、主にユダヤ人による土地売買が行なわれて、土地の取引が見られることとなつた。⁽⁶⁾ その結果各地で「土地の細分化によつて豊かでなくなつた」と報じられ、その弊害を防ぐために、一八五三年六月二三日の法律は、農地を一〇モルゲン以下で一部譲渡することを制限して、土地の譲渡ならびに細分化の濫用を防止しようとしたが、十分な成果をおさめ得なかつた。そこで一九世紀の七〇年代以後、オーバーシュヴァーペンでは、農場所有者のめまぐるしい交替や農場の経済的破壊が多く見られることとなつた。⁽⁷⁾

しかし従来から一子相続慣行の行なわれて来た新ヴェルテンベルクの大部分の地方では、容易に自由分割を受けつけず農場はやはり慣習上不分割のまま維持された。すなわち農場は、多くの場合後述の *Kindskauf* の形式によつて⁽⁸⁾ (三一B) 分割されることなく一子により承継された。⁽⁹⁾

(参照) 一九世紀の七〇年代以後、ドイツの多くのラントで一子相続法の制定が問題となつた。すなわち、工業化 (Industrialisierung) の進展に伴い、中小農業の負債の増大と零細化が目だつたので、これに対処して、一子相続法を制定す

ることにより、経済力ある農場を維持し、資本主義の進展からくる農業の没落をくいとめるためであった。一八八〇年にドイツ農業会 (Deutscher Landwirtschaftsrat) は、一切の農業資産 (landwirtschaftliches Anwesen) について一子相続法 (Anerbenrecht) に基づく法定相続 (Intestaterbrecht) を来たるべき新民法典に採用すべきこと、またラントの立法は、右法定相続に代えて農場登録式一子相続法 (Anerbenrecht im Sinne der Höferolle) をラントの全部もしくは一部に導入し得べきことを主張した。⁽⁶³⁾ シュヴァルツヴァルトでは、バーデン政府によって、一八八八年に一子相続法が制定されたことを述べたが^(北法一〇卷一、一〇頁以下)、ヴュルテンベルクにおいては、かような立法をするにも、当時一子相続慣行の実情が全く明らかにされていなかった。

そこで一八八四年、八五年に、ヴュルテンベルクの農業中央会 (Zentralstelle für Landwirtschaft) は、六つの村 (Gemeinde) にアンケートを出して、農地の相続慣行その他の農業事情を調査した。六村のうち、二村は分割相続地域、残りの四村が一子相続地域に属したが、一子相続立法を求める解答は全然寄せられなかった。分割相続慣行の行なわれる農村で、一子相続を求める声がなかったのは当然としても、一子相続地域の農村においても、一子相続立法が要望されなかったことは興味深い。すなわち、これらの農村においては、法的規整に対して不信が示され、人々は、あるいは国家的監督や個人の自由への侵害をおそれ、あるいは、古くから存在する一子相続慣行が順調に行なわれているので、一子相続立法は、有害とまではいかなくても、余計であると考えたからである。⁽⁶⁴⁾

しかしその後、ドイツ民法の制定を前にして、ドイツ全体で一子相続法問題がさらにやかましくなった。前記ドイツ農業会は一八八六年から八七年にかけて、一子相続をライヒの法律で定めることを提案したが、この提案に答えるために、司法者は、ヴュルテンベルクにおける一子相続法についての意見を、前記農業中央会にただして来た。そこ

で農業中央会は、ヴェルテンベルクにおける一子下部団体 (Gauverbände) に対して、一子相続立法の必要性の有無についての報告を求めた。そこに寄せられた報告は、各地の相続慣行を示すものとして、きわめて興味深いが一子下部団体のうち、七つからは一子相続法の制定が全く不必要であると述べられ、残りの五つからは、ニュアンスに違いがあるが、農場継承法 (Höferollensystem) による一子相続法の導入に賛成する解答がもたらされた。そして法定一子相続法 (Intestaterbenrecht) を望む意見は、殆んど示されなかった。⁽²⁾

かくてヴェルテンベルクにおいては、遂にランナーの一子相続法の制定を見ないまま、一九世紀の幕を閉じることになった。

- (1) Hiller, S. 287 ff.; Weibel, S. 20.
- (2) Fallati, S. 325 ff.; Krafft, S. 60.
- (3) Fallati, S. 326; Knapp, I. Bd., S. 160 ff.; Hiller, S. 288; Krafft, S. 60.
- (4) Helerich, 9. Bd., S. 185; Fallati, S. 326; Knapp, I. Bd., S. 163; Weibel, S. 20.
- (5) Helerich, 9. Bd., S. 185; Knapp, S. 180; Hiller, S. 288.
- (6) Krafft, S. 57 以下 97 頁「Oberamter Leutkirch」; Oberschwaben 地方農地の各々の Fallchen 及び 1/2 の占める割合は次の如く
 35, 9%, Biberach 43, 9%, Ehingen 42, 8%, Waldsee 75%, Saulgau 49, 7%, Wangen 45, 1%, Ravensburg 33, 78%, Riedlingen 35, 9%, Biberach 43, 9%, Ehingen 42, 8%, Waldsee 75%, Saulgau 49, 7%, Wangen 45, 1%, Ravensburg 33, 78%, Riedlingen 35, 9% の割合である。
 本地方の歴史は「一子相続法」(Fallati, S. 327) 参照。Hiller, S. 289 und S. 291.
- (7) Fallati, S. 328; Helerich, 9. Bd., S. 184. マルクト地方にかつての商人による土地の売買が盛んであったことについて Reichle, S. 72 und S. 102 参照。
- (8) Helerich, 9. Bd., S. 232.
- (9) Hiller, S. 291.
- (10) Hiller, S. 291.

説
論

- (11) Heferich, 9. Bd., S. 185 und S. 201 ff.; Hiller, S. 290 ff.; Weibel, S. 20.
- (12) Weibel, S. 23.
- (13) Krafft, S. 98.
- (14) Weibel, S. 24 ff.
- (15) Elsas, S. 1330 ff.; Weibel, S. 25 ff.; Krafft, S. 98 ff.

3 二〇世紀における一子相続法の制定

右一九世紀における事情は、二〇世紀になつてもヴュルテンベルクにおいては容易に変化を示さない。やつと第一次大戦を契機として工業化の影響が見られ、一子相続慣行は動搖を来しはじめる。そこで遂に一九三〇年に一子相続法の制定を見ることとなつた。ここにはじめてヴュルテンベルクにおいては、一子相続慣行に対する法的支えが与えられたことになるが、それはドイツの他の諸ラントにおいて、一九世紀末に実現された立法と意義を同じくするものである。すなわち、資本主義の進展に伴う農業の没落を防ぐため、農場の経済力を維持することを目的とする。そしてこのような傾向は、さらに間もなくナチスの世襲農場法で極端に強化された後、第二次大戦後においても、なお押し進められているところである。以下この過程を考察しよう。

一九〇〇年以降、諸子均分相続の原則をとるドイツ民法が適用されることとなつた。しかしこのドイツ民法は、ヴュルテンベルクにおける農地の相続について、実際に影響力をもたなかつたといわれる。すなわち、従来から自由分割の行なわれて来た旧ヴュルテンベルクにおいても、人々は、少なくとも農場を家族の手に維持 (*in der Familie zu erhalten*) しようと努めて、必ずしもドイツ民法の規定通りに農場を分割しなかつたが、新ヴュルテンベルクにおい

ては、従来からの一子相続がやはり慣行によって維持された。すなわち、ドイツ民法の原則は、農民の考え方や慣行と相容れなかった。⁽¹⁾

かくてドイツ民法の施行によつても、ヴェルテンベルクにおける農地の相続問題は片づかず、ドイツ民法施行法第六四条によるラントの一子相続法を制定すべきか否かの問題は、二〇世紀に持ちこされることとなった。そこで前記農業中央会は、内務省に対して、ヴェルテンベルクにおける法慣習としての一子相続法の実情を正確に調査するよう提案した。この提案に基づき内務省は、法務省と協力して、一九〇五年にヴェルテンベルク全部の区裁判所 (Amtsgerichte) と区公証人役場 (Bezirksnotariate) に質問書を出して報告を求めた。その結果一子相続慣行に関するきわめて詳細な資料が得られたが、農業中央会は、この調査の結果、なお一子相続法が必要であるとの結論には到達しなかった。その理由は、一九世紀末に為された二回の調査に寄せられた意見⁽²⁾と大体同趣旨である。⁽³⁾

かようにヴェルテンベルクでは、一子相続法の制定を見ないまま第一次大戦を迎えたが、この戦争を契機として、再び、一子相続法制定の問題がやかましくなつた。⁽⁴⁾ すなわち、戦争の結果、農業の疲弊が著しく、農民の税金の負担の増大やインフレーションによつて、共同相続人に対する補償の支払も困難となり、一子相続慣行の維持がむずかしくなつて来た。のみならず、きわめて興味あることは、ドイツ民法が施行されて年月を経るに伴い、ドイツ民法の自由分割の原則が次第に慣行を排除するに至つた事実が指摘されていることである。またドイツ民法の家族法の規定も間接的に相続について影響力を与え、かつてヴェルテンベルクでしばしば締結されていた夫婦財産・相続契約 (Ehe- und Erbvertrag) ⁽⁵⁾ が行なわれなくなつて、ドイツ民法の規定によるに至つた事実も指摘されている。⁽⁶⁾ かような諸事情により、一子相続慣行がくずれする危険があつたために、一子相続法の制定を望む世論が増大し、農業会議所

説 (Landwirtschaftskammer) は、一九二二年七月六日の総会において、一子相続法の必要性について次の内容の決議をした。⁽¹⁾

「農業会議所は、経済力ある農業の維持のために、農場登録簿 (Hofrolle) への自由な登録 (freiwillige Eintragung) の形における一子相続法の制定を希望する。一子相続人は、先取相続分 (Voraus) とともに、農地を不分割のまま収益価格で承継する権利をもつ。共同相続人は、未完済の相続分 (Erbschleife) につき、抵当権附担保 (hypothekarische Sicherstellung) と利子の請求権をもち、未成年の間扶養を受ける権利を有する。生存配偶者には、終身扶養の権利 (Alimentrecht) が与えられるべきである。一子相続人が相続の後、一定の期間内に一子相続財産 (Anerbengut) を他に譲渡する場合には、一子相続法によつて与えられる利益を相続人と清算しなければならず、また共同相続人には先買権 (Vorkaufsrecht) が与えられるべきである。政府がこの意味における一子相続法の法的規整を図ることが望まれる」。

かような農業会議所の要望に基づいて、政府は、一子相続法の草案を作り、一九二三年、議会 (Landtag) にこれを提出した (Landtagsdrucksachen)。しかし議会の解散等のためこの法案は直ちには成立せず、その後草案に修正が加えられて、一九二九年一月一三日に一子相続法は議会を通過した。これが一九三〇年二月一四日の一子相続法 (das Gesetz über das Anerbengrecht in Württemberg vom 14. 2. 1930) である。⁽²⁾

注目すべきことは、この法律の成立に当り、議会で反対意見が述べられたことである。すなわち、第一には、貴族世襲財産をおそれるという意見——特に共産党は、この法律の主たる目的が、貴族世襲財産を一子相続法の名の下に維持しようとするものであり、大地主と農場所有者に、その所有を保障する手段を作ろうとするものであると主張し

た。第二には、この法律は共同相続人を非常に不利益ならしめること——特に社会民主党の Götting は、一子相続法によつて、財産のある農民の息子や娘が完全にプロレタリアートに引き下げられてしまうこと、そして国民の大部分の者が非常な不利益を受けるおそれがあつてはならないことを述べた。第三には、この法律は非現実的であり評判が悪く、従つて無意味であり、実効性がないこと——これは Hagel (V.R.P.) の述べた見解であるが、自由党の Johannes Fischer も、この法律の制定がおそすぎて、農業の零細化と商工業の進展により、農業がもはや自足の企業たり得なくなつてしまつてゐることを指摘した。

以上のような反対意見が述べられたが、結局この法律は、多数の賛成によつて成立し、一九三〇年四月一日から施行された。この法律の大きな特色は、農場登録式一子相続制 (System der Höferolle) の採用にある。⁽²⁾ すなわち、農場所有者は農場を一子相続法に服せしめるか否かを自由にきめて登録をすることができ^(三)、また登録をしたあとでもなお農場処分の自由 (Verfügungsfreiheit) を失わない^(六)。登録抹消の申請も自由である^(三)。つまり、いわゆる間接的一子相続法 (indirektes Auerbenrecht) であつて、最も緩和された形の一子相続制度である。この点シュヴァルツヴァルトに適用されたバーデンの一子相続法が、不分割農場を法律上確定した^(北法二〇卷一一〇頁および一一七頁)のと好対照を為す。ヴェルテンベルクにおける農民の要望に応えたものではあるが、近代的一子相続立法の傾向に沿つたものといえよう。

しかし右一九三〇年法は、実際には殆んど活用されなかつたようである。すなわち、ヴェルテンベルクのアルゴイ (Allgäu) 地方では、古くから前記の夫婦財産・相続契約や遺言が行なわれて、農民は自らその農場の承継を定めることを好んだので、この法律は予想に反して実効性をもたなかつたことが指摘されている。⁽¹⁾ このことがヴェルテンベ

ルク全体についてあてはまるか否かは明らかでない。しかしともかくこの法律が行なわれたのは、わずか三年間にすぎず、一九三三年には、ナチスの世襲農場法 (Reichserbhofgesetz) が施行されて、右一九三〇年法は廃止された。

この世襲農場法は、ヴェルテンベルクで大きい意義を有した。すなわち、世襲農場法は、強制と国家的監督によってその目的を達しようとしたので、前記アルゴイ地方では、農民の自由な自主的決定権 (Selbstbestimmungsrecht) が制限されるという理由や、夫婦の共有が妨げられる等の理由で、農民は、はじめ反情を示した。しかし一九三三年一月一九日の施行令 (Erste Durchführungsverordnung zum Reichserbhofgesetz vom 19. 10. 1933) (RG. Bl. 1.) によつて、世襲農場法の原則が若干緩和され、例外的に夫婦が相互に農場承継人になれることになったので(六三) 一九三四年から三五年にかけて、アルゴイの殆んどすべての世襲農場所有者は、この例外を活用したといわれる。(六四) この地方における伝統的な夫婦の財産上の地位の平等を示す現象として注目すべきことである。

第二次大戦終結の後、連合軍管理令 (Kontrollratsgesetz Nr. 45) によつて、一九四七年四月二四日以来、右世襲農場法は廃止され、一九三三年一月一日現在で効力を有していたラントの一子相続法が復活することとなった。そこでヴェルテンベルクでは、前記一九三〇年法が再び効力をもつこととなったが、アルゴイ地方での例によると、以前と同じく、農民は、やはり進んでこの法律を活用しようとしなかった。そこで殆んどもつぱら一般法としての BGB だけが適用された。しかし、ながい間世襲農場法が行なわれて、その影響があるため、紛争は単純でなく、ここに新たな一子相続法の制定を要望する声が高まった。(六五)

そこで、一九五〇年六月一三日に、ヴェルテンベルク・ホーエンツォラーン (Württemberg-Hohenzollern) の議会で「一子相続法の復活に関する法律」(Das Gesetz über die Wiedereinführung des Auerbenrechts) (Reg. Bl.) が制定

された。この法律は、原則的に一九三〇年法の復活を定めるものであって、相続における農場の細分化 (Zersplitterung der Bauernhöfe im Erbgang) を避けることを目的とする。ただし、一九三〇年法が実際には農民によつて活用されなかつたことにかんがみて、この法律は、世襲農場法における世襲農場 (Erbhöfe) を、すべてこの法律でいう一子相続財産 (Anerbengüter) とみることとした。しかもこの法律は、一九四七年四月二四日に遡つて適用されることとなり、世襲農場法との連続性が図られた。かように一九五〇年法が、直接的に一子相続法を採用することにより、一子相続制度を強化したことは、きわめて注目すべきことである。ただし一子相続財産の所有者は、いつでもその農場をこの法律の適用から外すことができるものとされ、不当な強制から免れる余地が認められた。⁽¹⁾

- (1) Hiller, S. 292 ff.; Reichle, S. 43.
- (2) Hiller, S. 295; Krafft, S. 99 ff.
- (3) Krafft, S. 102.
- (4) Weibel, S. 44; Krafft, S. 102.
- (5) Krafft, S. 103; Weibel, S. 45.
- (6) Krafft, S. 103; Weibel, S. 45 ff.
- (7) Krafft, S. 104 ff.; Weibel, S. 47 ff.
- (8) Reichle, S. 43.
- (9) Reichle, S. 45 ff.
- (10) Reichle, S. 47 ff. Lange-Wulff, Die Hofeordnung, 1954, S. 14 以下に Land Württemberg-Baden の農地相続法の歴史を詳述している。また Reichle, S. 49 ff. 以下に Land Württemberg-Baden の農地相続法の歴史を詳述している。
- (11) vgl. Reichle, S. 49 ff.

三 一子相続制度の内容

以上のような歴史の変遷を経て来たヴュルテンベルクの一子相続制度の内容を、特に慣行に重点を置きつつ以下考察したい。その考察に当つては、シユヴァルツヴァルトの末子相続に比し、ヴュルテンベルクの長子相続が如何に異なるか、また序説で指摘したように、一子相続慣行の内容が、近代法における自由、平等の理念と如何に調和するか、を特に留意したい。ただし前述のように、ヴュルテンベルクでは、一九世紀末に至るまで、一子相続慣行が明らかにされていなかった。そこで以下の論述も、主として一九世紀末以来の調査を記述した文献を基礎とする。もつとも第二次大戦以後の事情については、Reichle しか参照し得なかつたので十分でない。後日の補完を期したい。

1 農場承継人の地位

(1) 農場承継人

ヴュルテンベルクの一子相続地方では、長男子が農場を承継するのが、古くからの一般の慣行である。⁽¹⁾ によつては、この長男子の優先は、一種の一身専属権の性質 (Charakter einer Art von höchstpersönlicher Gerechtigkeit) をもつものとされている。⁽²⁾ 若し男子がいなければ、長女が農場を承継する。⁽³⁾ しかし、かような長子相続の原則は、一般には必ずしも絶対的なものではない。⁽⁴⁾ すなわち、農場にとって適しているかぎり、長男子は一子相続人に選択 (Wahl des Anerben) される。⁽⁵⁾ そして第一次大戦の後、地方によつては、最も有能な者 (dem tüchtigsten Landwirt) に農場を譲る傾向がみられるといわれている。⁽⁶⁾ しかし農場承継人の選択が恣意的に行なわれて、両親にと

つて最も気に入った子が選ばれる場合もある。時には、長男子がすでに他の農場にムコ入り (verheiratet sich... auf einen anderen Betrieb) して年少の子がこれに代ることもある。子供の多い農家にあつては、末子が農場承継人
 に選択される場合 (Minorat) もみられる。ドナウ地方のエルジゲン (Ersingen) では、長男子は良い機会があれば、
 他の農場にムコ入り (Einheiraten) することはさしつかえがなく、その場合には、農場が女子の一人によつて承継さ
 れることもあるといわれている。ある地方では、第一次大戦後、夫婦の財産が豊かになるという理由で、女子が農場
 を承継する事例も多かつたと報じられている。またどの男子が良い結婚をして、他のきようだいに補償をすることが
 できるかにより、農場承継人をきめることもあるといわれる。前記エルジゲンでは、長男子が心身不具の場合、あ
 るいは予定した結婚によつては、農場承継に伴う金銭上の負担を引受けることが不可能な場合には、長男子が予め承
 継人から排除されることも稀でないといわれている。また農場所所有者が死亡して、その妻が再婚した場合には、前婚
 の子が農場を承継するとはかぎらず、エルジゲンでは、先ず妻が農場を承継した後、後夫がこれを承継し、結局後
 婚の子がこれを承継するに至る事例もあると云われる。しかし代々承継されて来た農場に対する子の相続権は根強い
 ものがあるから、かようなやり方は、不法 (Rechtsbeugung) であるとの世の非難を受けることが指摘されている。
 以上、ヴェルテンベルクでは、慣行上、長子相続の原則がとられつつ、それが絶対的な規範を為すものではなく、
 さまざまの変容を受けているのを見た。何故かような変容が生ずるか、の理由は、農場承継が、一般には必ずしも
 長男子の生れながらの優越と結びつくのではなくて、農場所有者による農場承継人の選択という契約原理に立脚する
 ということに求められるべきであろう。そして、その選択という限度においては、農場所有者の自由が確保されてい
 るといふことができる。

農場所有者に子がいない場合の取扱いは、各地方の慣行によって、まちまちである。多くの地方では、一子相続慣行のみが行なわれる結果、農場所有者に子がいなければ、もはや農場の一括承継は生じないものとされる。あるいは農場所有者は生前に農場を高価に売却してしまう場合もあり、あるいは農場所有者の死後、共同相続人が協議によって承継人を定め、もし協議が調わなければ、農場を売却してしまう場合もある。しかし農場所有者が生前に、他の親族の子を農場承継人にする場合もまれではなく、そのために農場所有者は、親族の子を予め里子 (Pflegekind) として養育する⁽¹¹⁾。前記エルジゲンにおいてもこうした里子の方法がとられていて、その場合に養子 (adoptieren) という形がとられていないことが指摘されている⁽¹²⁾。

以上のことから、われわれは、第一に、農場の不分割承継の要請が、必ずしも絶対的規範を為すものではないこと、すなわち、本稿で随所に指摘するように、農場を家族の手に維持したいという要請は、きわめて強いが、それはせいぜい農場所有者に子がいる場合にあってはまるにすぎないこと、第二に、農場の不分割承継は、家名の維持と必ずしも結びついていないこと、すなわち、農場所有者に子がいなければ、必ずしも養子縁組によって、家名を維持すべきものとされていないことを知ることができる。この後の点は、シュヴァルツヴァルトにおいてもそうであったし^(北法一〇卷一、三三頁参照)、本稿でも各所に触れるが、農場所有者に女子しかいない場合に、ムコ入り (Einhairen) が行なわれて、農場所有者の家名が維持されないことも関連することである^(なお、この点拙稿「ドイツの養子」法比較法研究二〇号四七頁参照)。

慣習によると、農場承継人に予定された子は、年齢が熟し (ein reiferes Alter) かつ有利な結婚相手 (günstige Heiratspartie) を見つけると農場を譲り受ける。その年齢は、具体的にはまちまちであるが、北ヴェルテンベルクでは、三〇歳ないし四〇歳の場合が最も多い。場合によっては、家族が大きくならないための考慮として、子が四〇歳

に達してはじめて、父が農場を譲るといふ事例もある⁽¹³⁾。そして前記エルジゲンにおいては、農場承継人に予定された子の結婚は、他のすべてのきょうだいの世話がいらなくなるまで、あるいは相当な財産のある結婚相手が見つかつて、それによつて他のきょうだいに補償をすることができるとするまで延期されるといわれている⁽¹⁴⁾。かように農場の譲渡は、農場承継人の結婚と不可分に結びついていて、若し農場承継人に予定された子が、早く結婚してしまうと、その夫婦は、「下男と下女の如く」(als Knecht und Magd) 大きい権利をもつことなく農場で過ごす。そして農場所有者たる父は、場合によつては、他の者を農場承継人に定めることもできるといわれている⁽¹⁵⁾。

以上の諸事実から、われわれは、第一に、長子相続制度のもつ困難が、農場承継人たる長男子の結婚をおくらすと、いう形で解決されていること⁽¹⁶⁾ (シユヴァルツヴァルトの末子相続が合理的であると云)——派生的に、通常農場には、子供の数が少なく、二、三人にとどまり⁽¹⁷⁾、その結果将来の農場譲渡の場合に、補償請求権者の数が多くならないで済むこと——、第二に、農場承継人の結婚は、当事者双方にとつて打算的に考えられているが、⁽¹⁸⁾ 逆に妻の持参財産が農場承継人のきょうだいに対する補償の支払いにあてられることによつて、妻の家庭上の地位を強化するのに役立つと考えられること、第三に、一つの農場には一族という原則がとられていること、すなわち、農場譲渡人夫婦は、農場譲渡と同時に隠退して、農場承継人が農場の新しい所有者 (neuer Besitzer) 主人 (Haupt) となり、また農場承継人のきょうだいは、後述の如く、独身の続く限りでのみ農場にとどまり得るにすぎないこと⁽¹⁹⁾ (三二〇) を看取することができる。

なおすでに一言したように⁽²⁰⁾、特に北ヴェルテンベルクでは、古くから農場承継人の婚姻に際して、夫婦財産・相続契約 (Ehe- und Erbvertrags) が締結されるのが慣行であつた。すなわち、婚姻中は、BGBの一般財産共同制 (Allgemeine Gütergemeinschaft) ^{(七の改正法一四三七条以下、一九五) (七の改正法一四一五条以下参照)} によるが、夫婦の一方が死亡して子がいない場合には生

説

論

存配偶者は単独相続人となり、死亡配偶者の親族に対して、一定の期間経過後いわゆる Ruckfall を現金で支払う。その額は、通常死亡配偶者の持参財産の四分の一ないし五分の一である。夫婦に子がいるときには、生存配偶者は、子と共に一般財産共同制を維持するか、または生存した妻が全遺産の利用、管理を為した後、子が成人 (Großjährigkeit) すると、子に低い価格で農場を引渡す。かような夫婦財産・相続契約の目的は、農場を有能な承継人の手に維持し、家族の所有 (Familienbesitz) を確保する点にあるといわれている。⁽¹⁷⁾ しかしその基礎には、夫婦の平等の理念が潜み、それが一子相続制度の中に生かされていることを見逃してはならないであろう。

そのほか、地方によっては、長男子は、農場承継を放棄した場合に、償金 (Entschädigung; Abtrag) を請求することができる。⁽¹⁸⁾ これはシュヴァルツヴァルトにおける Abwischgeld; Abstandsgeld ^(北法一〇卷一) ^(一五頁参照) に相当し、前述の長男子の農場承継についての一身専属権に対応するものであるが、むしろこれがヴェルテンベルクで普遍的でない点に着目すべきである。もともとこれを歴史的に遡って考察することは重要と考えられる。

一子相続人が、農場を一切の附属物とともに承継することは、シュヴァルツヴァルトについて述べたところと^(法北一〇卷一) ^(六頁参照) 異ならぬ⁽¹⁹⁾。

- (1) Elsas, S. 1336 ff.; Hiller, S. 321; Fuchs, S. 426; Weibel, S. 34; Reichle, S. 104.
- (2) Hiller, S. 321 ff.; Hall, Roth OA. Leutkirch, Mengen OA. Saulgau, Bopfingen OA. Neresheim 以下 19 頁を参照せよ。
- (3) Elsas, S. 1337; Weibel, S. 34.
- (4) 以下の記述のなかで Reichle, S. 106 ff. マルコイ地方で長男子の農場承継の権利 (Recht) が慣習上存することを決してなすことを述べらる。

- (5) Kraft, S. 93. マルコイ地方における第二次大戦以後の事情として、Reichle, S. 104 は同様のことを指摘している。
- (6) Fuchs, S. 426.
- (7) Kraft, S. 19 und S. 22; Reichle, S. 106 und S. 107.
- (8) Schenk, S. 54.
- (9) Schenk, S. 54 ff. 54 ff. の要旨として、Fuchs, S. 422; Reichle, S. 106 参照。
- (10) Schenk, S. 55. 55 ff. Fuchs, S. 422 参照。
- (11) Weibel, S. 35.
- (12) Schenk, S. 55. Reichle, S. 72 und S. 103 は、マルコイ地方の事例として、以前は、農場所有者に子がいない場合は農場所有者は農場を他に売却しようとしたが、第一次大戦以後、金銭に対する信頼が失われた結果、養子 (Adoption) が多く行なわれることを指摘している。ただしこの行なわれる養子が法律上の養子を意味するかどうかは明らかでない。
- (13) Hiller, S. 320; Kraft, S. 21 und S. 86 ff. Reichle, S. 75 ff. マルコイ地方では、通常二五歳までは農場を承継する。
- (14) Schenk, S. 54.
- (15) Kraft, S. 19.
- (16) Kraft, S. 92.
- (17) Kraft, S. 20.
- (18) Kraft, S. 15 und S. 39 ff. Reichle, S. 65 ff. マルコイ地方では一般に allgemeine und fortgesetzte Gütergemeinschaft である。
- (19) Weibel, S. 34 ff. Mengen, Bittelbronn, O./A. Neckarsulm, teils auch im Bezirk Hall におけることである。また、Elsas S. 1336 参照。
- (20) Weibel, S. 34.

(ロ) 農場承継の形式

一子相続人が農場を承継する形式は、シュヴァルツヴァルトにおけると同様(北法一〇卷一、一六頁参照) Kindskauf——あるいは

説
Gutskauf, Hofabgabe, Abgabe, 場合によっては Ausgedingsvertrag, Alenteilsvertrag——と呼ばれる農場譲渡契約 (Gutsübergabevertrag) による⁽¹⁾ すなわち、農場所有者は、生前に農場を一子相続人に譲渡する。農場譲渡人は、この場合売主 (Verkäufer) であり、一子相続人は、買主 (Käufer) である⁽²⁾。地方によっては、この Kindskauf による承継だけが行なわれて、Kindskauf が為されなかつたときには、一子相続が行なわれないという地方がある⁽³⁾。しかし稀には、遺言によつて農場の承継が為される場合もある⁽⁴⁾。この場合には、被相続人は、農場の価格や共同相続人の補償についても細かく定めておくのが通常である⁽⁵⁾。また後述の、未結婚の子の居住権、生存配偶者の終身扶養の権利等を定めておくこともある⁽⁶⁾。そして遺言による承継は、生前の農場譲渡に比べると、後述の厄介な終身扶養関係を避けるという点で多くの長所があるといわれる⁽⁷⁾。しかし一般には、農場所有者は、生前に自己の裁量で農場の承継が行なわれることを希望し、そのために農場所有者は、死の寸前病床にあつても、なお、売買による農場譲渡 (kaufweise Gutsübergabe) を行なうこともあるといわれる⁽⁸⁾。

かような Kindskauf について、一八五三年のヘルフェリッヒの論文は、それが家父長的な状態 (patriarchalische Zustände) を前提として指摘している。すなわち、「子は両親の権威 (Autorität) のままになり、家族は一つの全体 (ein Ganzes) と考えられる。農場を承継した男子は、家族の新らしい主人 (Haupt) の権利をもつと同時にきょうだいがひとたび困窮に陥ると、これを助けなければならない……。補償を受けるきょうだいの農場の維持のために犠牲になる。……かのような家父長の状態は、個人の権利、個人的、自我的自由の理念に反する。……」そしてヘルフェリッヒは、Kindskauf がいずれ行なわれなくなるであろうことを予言した⁽⁹⁾。かような予言にもかかわらず、Kindskauf の慣行は、二〇世紀になつても維持されている。農場承継人が農場譲渡人に対して負う後述の終身扶養義

務との関連において眺めると、*Kindskauf* が一子相続人にとつて、きわめて重圧であったことは否定できないであろう。ただ右の場合の家父長的状态ということは、わが国のかつての家督相続に比べて二点が注意されるべきである。第一に、*Kindskauf* の行なわれる場合は、「家」ではなくして、家族 (*Familie*) であること、第二に、*Kindskauf* による農場の承継は、共同体的原理によらず契約原理によつてゐること(北法一〇卷二頁三五頁参照)である。そして *Kindskauf* の内容も、共同相続人の地位の向上に伴つて漸次合理化されて来たといえるのではないかと考えられる。

ただし一九三〇年の一子相続法は、バーデンの立法と同じく(北法一〇卷二四頁一六頁参照)、*Kindskauf* について何等言及しなかつた。法律にかかわらず、農場譲渡契約を締結することは可能であるが、法律としては、多種多様な農場譲渡契約を序々に統一的な規律におきかえることを狙つたからだといわれる。¹⁰⁾しかし実際の慣行では、農場所有者が死亡の時まで農場を經營するに足る力を十分もつていないことから、農場が遺産として承継されることは稀であることが指摘されている。¹¹⁾

しかし共同相続人の一人が、遺産分割に際して、農場を承継する場合もみられなくはなく、¹²⁾また前述の夫婦財産・相続契約も締結されるのであつて、*BGB* の法定相続 (*Intestaterbfolge*) の行なわれることは、ごく稀である。たとへ法定相続が行なわれる場合であつても、当事者たちは、農場を当該の家族の手にできるだけ維持し (*das Gut der betr. Familie möglichst zu erhalten*)、相続人を父祖伝来の土地 (*angestammte Scholle*) から追いやることを努めて避けようとする。また両親が急死したような場合には、村中の人々が関心を払い、未成熟の相続人の救済に努力する。¹³⁾

なお第一次大戦後のインフレーション時代には、農場譲渡にかえて、農場を承継人に賃貸 (*Verpachtung*) すること

説 各各地でみられたが、その後は、これが殆んど行なわれなくなったといわれている。⁽¹⁾

論

- (1) Elsas, S. 1339 ff.; Krafft, S. 15 ff. など上掲 Elsas は、農場譲渡が譲渡、売買 (Verkauf)、⁽²⁾ 及び Kinnskauf による譲渡を、⁽³⁾ 譲渡譲渡 (Übergabeverträge) など、⁽⁴⁾ ありし種による譲渡とする。しかし前者は、名称の差異にすぎず、⁽⁵⁾ 実質は同一と見做すべしである。⁽⁶⁾
- (2) Hiller, S. 319 ff.
- (3) Weibel, S. 36.
- (4) Elsas, S. 1339; Hiller, S. 346; Krafft, S. 15 und S. 40; Reichle, S. 40.
- (5) Fuchs, S. 425; Weibel, S. 38.
- (6) Fuchs, S. 425.
- (7) Hiller, S. 347.
- (8) Hiller, S. 345.
- (9) Helferich, 9. Bd., S. 199.
- (10) Weibel, S. 50.
- (11) Krafft, S. 107.
- (12) Elsas, S. 1340; Weibel S. 36; Reichle, S. 60 ff.
- (13) Krafft, S. 43.
- (14) Fuchs, S. 428.

(イ) 承継する農場の価格

一子相続人は農場を承継するに當つて、負担に苦しめられないように配慮される。⁽¹⁾ 農場を家族の所有に維持し⁽²⁾ (das Hofgut im Besitz der Familie zu erhalten) 父祖の財産が失われぬ (das väterliche Gut nicht verloren geht) とな

めには、農場承継人が「やって行ける」(sitzen kann⁽²⁾) ことが必要である。すなわち、「価格通りでは暮して行けない」(„Mit dem Werte kann man nicht hausen“) という諺の示す如く、農場は「交換価格 (Verkaufswert) ではなく収益価格 (Ertragswert) によって評価される。ただし、慣習という収益価格——地方によっては „Kindskaufpreis“——は、経済学上の収益価格とは異り、経営が堪えうる価格という程の意味である。つまり、農場承継人が農場を家族の手に維持することができ、「やって行ける」(er muß weiter machen können) 価格のことである⁽⁵⁾。その価格の決定は、一子相続制度の最重要の問題の一つであって、この点において一子相続人と共同相続人との利害が、最も鋭く対立することはいうまでもない⁽⁶⁾。通常すべての共同相続人のほか、友人、知人も同席し、また農場承継人の配偶者、あるいはその両親の意見も聴いて、価格は決定される⁽⁶⁾。村長 (Ortsvorsteher) や公証人の意見を聴くことも多い。この場合、当事者の家族関係や財産状態、たとえば、農場の負債の有無、子供の多寡、農場承継人の配偶者の持参財産 (Mitgift des Ehebratenden) の大小、税金の高低、共同相続人の職業等が考慮される⁽⁶⁾。その結果決定される価格は、交換価格の三分の二ないし四分の三の場合もあり、時には、交換価格の二分の一以下の場合もある⁽⁶⁾。あるいは、建物と附属物を除いた土地の交換価格のこともある。この場合には、建物とその附属物は、一子相続人が、一種の先取相続分 (Voraus) としてこれを取得するといわれる⁽⁶⁾。いずれにしても農場評価について最も重要なことは、一方においては、諸子間の公平を図ることであり、他方においては、一子相続人に農場を維持させることである。クラフトによると、通常、共同相続人は、「父がそう欲した」(Vater hat es so gewollt⁽⁷⁾) といって、価格の決定を正しいものと考ええる。その根拠をクラフトは、「家族精神が深く根ざしてあること」(tief eingewurzelter Familiensinn) および「共同感情が強く発達していること」(stark entwickeltes Zusammengehörigkeitsgefühl) に求めている⁽¹¹⁾。しかし、われ

説論

われは、右の「家族精神」や「共同感情」の指摘にとらわれて、制度の底を貫いている平等の理念を看過してはならないであろう。なお一九三〇年法は、農場の年間純益を規準として農場の価格を決定することとし、詳細な規定をおいた^(四)。

農場の評価に関連して、右に先取相続分の問題に触れたが、ヴュルテンベルクでは一般に、一子相続人が先取相続分を取得することはない^(五)。これはシュヴァルトツヴァルトにおいてもそうであつたが^(北法一〇卷二、二三頁参照)、ドイツの他の地方で相続慣行を調べる場合に注意すべきことである。ただし前述の如く、収益価格の決定が、必ずしも厳密に為されず、諸事情によるため、先取相続分は、堪えうる承継価格 (tragbarer Übernahmewert) の中に、すでに含まれているといわれる^(六)。それにしても、先取相続分という特別の相続分が、慣行上明確な形では存しないことは、この地方における一子相続人の特権がそれほど大きくないことを意味するといつてさしつかえないと考えられる。

一九三〇年法は、この点、農場価格の四分の一を先取相続分として農場承継人に与えた^(九)。この規定に対して、特に自由党から、せいぜい六分の一にとどめるべきだとの主張が為されたが、政府は、先取相続分をひき下げると、農場を家族に維持するという法の意義が失われること、また、一子相続人が急死によつて短期間に相ついで代る場合に、先取相続分が少ないと、最後の一子相続人の負担が著しく大きくなるという考慮から、四分の一の先取相続分を維持した^(七)。

- (1) Werbel, S. 36.
- (2) Fuchs, S. 430.
- (3) Kraft, S. 23.

- (4) Weibel, S. 36 ff.
- (5) Fuchs, S. 430 ff. vgl. auch Weibel, S. 38; Reichle, S. 56.
- (6) Weibel, S. 69.
- (7) Fuchs, S. 431.
- (8) Fuchs, S. 431; Weibel, S. 36 und S. 37; Reichle, S. 57.
- (9) Fuchs, S. 423; Weibel, S. 37.
- (10) Weibel, S. 37.
- (11) Kraft, S. 45.
- (12) Weibel, S. 38.
- (13) Fuchs, S. 432; Kraft, S. 107.
- (14) Kraft, S. 105.

(二) 農場譲渡人に対する終身扶養義務

農場承継人は、シュヴァルツヴァルトにおけると同様に<sup>(北法一〇卷一
一七頁参照)</sup>、農場譲渡人に対して終身扶養の義務を負う。⁽¹⁾ すなわち、農場譲渡人と農場承継人との間に、終身扶養契約 (Leibgedingsvertrag) が結ばれる。その内容は、シュヴァルトヴァルトについて考察したところと大差がない。⁽²⁾ 先ず農場譲渡人の居住権 (Wohnungsrecht) は、契約の中に明記されるのが通常であるが、大きい農場では隠居所 (Pfänderhäuschen) があって、農場譲渡人は、無償でこれを利用することができる⁽³⁾。晩年をここで過ごす。そして農場譲渡人は、その家族をここに収容することができる⁽³⁾。しかし一般にはむしろ、農場譲渡人は、農場承継人の住居の中のいわゆる小部屋 (Stübchen) に住んで、家具を共同で利用する。この場合には、農場譲渡人は、農場譲渡当時すでにその家族に属していた者のみをここに収容することができる。

説

こうした態様の居住権の場合には、被扶養者は、主人 (Hausherr) とその家族の気分に依存することとなつて、苦痛が大きいことが指摘されている。⁽⁴⁾ そのほか被扶養者は、地下室、牛舎、台所、カマド、を利用することができる。⁽⁵⁾

論

居住権とならんで、それよりもっと重要なものは、終身扶養権利者が現物給付 (Naturalien; Naturalleistungen; Naturalbezüge) を受けることである。すなわち、終身扶養権利者は、パン、豚肉、ラード、バター、鶏卵、牛乳等の食糧品、薪類のほか、小遣錢、医療費等の給付を受ける。この給付の内容は、契約の中にきわめて詳細に記載される。⁽⁶⁾ 給付の範囲は、農場譲渡人の需要と農場承継人の経済力に応じて異なるが、経営が大きくて順調にいつている場合に、終身扶養権利者の要求が大ききことは勿論である。ことに農場承継人のきょうだいも、まだ農場にとどまつて農場承継人がその扶養をしなければならないときには、農場承継人の負担は非常に大きいものとなる。これに反して経営が小さくて負債のある場合には、現物給付は生活の必要上緊急を要する物のみに限定される。⁽⁷⁾ ヒラーによると、終身扶養の価格は、一般に低く計算され、第一次大戦以前において、一五〇ないし二〇〇マルクという報告があるといわれる。低く計算される理由は、農場譲渡人は元氣であれば、農場の内外で協力をしなければならず、またすでに高齢であるところから、終身扶養の負担が間もなく終ることが予想されること、さらに農場譲渡人と農場承継人とは通常同一の世帯を営むために、経費が節約されること等に基づくといわれる。⁽⁸⁾ そのほか終身扶養義務の内容として、場合によつては特定の祭日に、農場承継人が被扶養者を車に乗せて出かける (ausfahren) 義務が契約に書かれることがあり、その距離数までも明記されることもあるといわれる。⁽⁹⁾ また身分に応じた葬式 (standesgemäße Beerdigung) をする義務が書かれることも多い。⁽¹⁰⁾

かような終身扶養をめぐる争があり、それが家庭内で片づかない場合には、村の名声ある人物——かつては牧師

(Ortsfarner)——による仲裁がなされる。⁽¹¹⁾ しかしそもそも争の生ずることは、きわめて稀であつて、被扶養者は農場承継人と通常テーブルを共にし、農場承継人は被扶養者に孝養 (kindliche Behandlung und Fürsorge) を尽す。近所の人達も、被扶養者の権利が害されないか否かについて、大いに関心を払う。⁽¹²⁾ 従つて農場承継人に著しい不謹慎 (schwere Unhöflichkeit) あるいは非常な親不孝 (große Pietätslosigkeit) がある場合にのみ、契約が実益をもつに至るにすぎない。⁽¹³⁾ かような争があつて、農場譲渡人が隠居所に引込んだり、近隣に移ると、終身扶養は額面通りに、しかも現物給付に代えて金銭で与えられなければならない。⁽¹⁴⁾

以上のように、農場所有者夫婦の老後の保障が、通常は、農場承継人の家族との共同生活における共同体的和合によつて蔽われていても、その背後に、冷厳な契約原理に立脚した財産権が控えているということは、きわめて重要なことである。

- (1) Fuchs, S. 428; Weibel, S. 38.
- (2) vgl. Hiller, S. 342.
- (3) Hiller, 343. vgl. Schenk, S. 55; Reichle, S. 140.
- (4) Hiller, S. 343. vgl. Knapp, 1. Bd., S. 121; Krafft, S. 29.
- (5) Krafft, S. 29.
- (6) Hiller, S. 343; Krafft, S. 29 ff.
- (7) Hiller, S. 343 ff.
- (8) Hiller, S. 344.
- (9) Krafft, S. 30.
- (10) Krafft, S. 30; Weibel, S. 39; Reichle, S. 56.

説 論

- (1) Krafft, S. 31 ff.
- (2) Hiller, S. 344.
- (3) Krafft, S. 30.
- (4) Fuchs, S. 432.

2 農場を承継しない共同相続人の地位

(イ) 補償請求権

シュヴァルツヴァルトについて述べたと同じく(北法一〇卷一三、〇頁以下参照)、農場を承継しない共同相続人は、農場承継人から補償 (Abfindung) を受ける。この補償請求権が古くから存在したことは、前述の一八八七年、八八年の調査の場合に(二二)、各地区から寄せられた報告からうかがえるのであるが、その支払方法は、慣行によつてまちまちである。農場は前述の如く多くの場合農場所所有者が生前に一子相続人に譲渡するので、他のきょうだいは、農場譲渡人から先ず一部の代償を受ける (entschädigt) にとどまり、補償請求権は農場の上に存続するにすぎないのが通例である。(二) そして共同相続人が未成年の場合には、補償請求権に抵当権が附されることがある。(三) その支払は、農場を去るきょうだいが結婚をする時まで延期されることが多いが、現金で直ちに支払われる場合もあり、あるいは分割払いされることもある。(四) 時には延期されたまま、遂に支払われないこともある。(五) 現金で補償が支払われる場合の資金の調達は、ヨメ (ムコ) 入りした者の結婚財産、農場からの収益、銀行からの金融、森林の伐採等による。(六) 支払が延期される場合には、補償に利息が附され、それは第一次大戦以前には三〜四%、一九二〇年代末には五〜六%平均となっている。(七) しかしこの利息は、きょうだいが農場にとどまる限り支払われず、しかも多くの場合、養育費として農場承継人に帰する。(八)

- (1) Weibel, S. 26.
- (2) Weibel, S. 39.
- (3) Fuchs, S. 432; Kraft, S. 36.
- (4) Fuchs, S. 433; Weibel, S. 39.
- (5) Weibel, S. 39.
- (6) Fuchs, S. 432.
- (7) Fuchs, S. 433. Reichle, S. 56. 三乃至四%。
- (8) Fuchs, S. 427.

(ロ) 農場へ居住し得る権利

農場を承継しない共同相続人は、農場承継人の許へ居住する権利をもつ⁽¹⁾。この居住権は、„Herbergrecht“, „Win-kelerecht“と呼ばれ、土地登記簿に登記される。居住権は、きょうだいが独身の間だけに限られるのが通常であり、時には二〇歳ないし二五歳までに限定されることもある⁽²⁾。一九二〇年代のフックスの調査によると、きょうだいは、一方では、他の職業に就くため若い時に農場を去る場合があるとともに、他方では、高価な他人の労働力を補うため、ながく農場にとどまることのあることが示されている。すなわち、将来農業に従事することを欲する者は、労働力として必要な限り、ながく農場にとどまることができ⁽³⁾。

しかし場合によっては、独身のまま生涯農場承継人の許にとどまるきょうだいもいる。これがいわゆる Haussohn, Haussochter であつて⁽⁴⁾、オズ (Onkel) オン (Tante) とも呼ばれる⁽⁵⁾。彼等は、農場承継人の農場で働いて、大てい食事と衣類費、小遣錢 (Nahrung und ein Kleider- und Taschengeld) をもらう⁽⁶⁾。ブルガーの調査した事例によると、

説 論

男子の七・九%、女子の九・一%、つまり平均して八・七%のきょうだいが、独身のまま農場にとどまる⁽⁷⁾。そしてブルガ
 1は、「農場が大きくて、経済力が豊かであるほど、独身のまま農場にとどまる男子や女子の数が多し。小さい農場で
 は、子供たちの一部が、農場にとつて過剰となることが多く、彼等は早目に農場を去り、たとえ結婚できなくても、
 他人のところで暮す。従つて若い時から、農場承継人と一緒に両親の農場で働き、協力して経営を繁栄させた兄弟、
 姉妹のみが、一子相続人の農場にとどまるのが通例である。だから一子相続人は、自分のところにとどまっている独
 身のきょうだいの恩を受けていることを知っており、このことから、一子相続人の家族と独身のきょうだいの間が
 大ていしつくり和合していることの説明がつく」といつている⁽⁸⁾。

何故大きい農場に、かような独身のきょうだいが多くかについて、クラフトは、彼等の誇り(Stolz)が小さい農場
 („Werke“)にムロ(ムメ)入りして、いわゆる「駈者となる」(„einen Kühpritscher zu machen“)ことを妨げ、また両
 親も、かような結婚 („Russenheirat“)には同意しなかつたことを述べている⁽⁹⁾。そしてクラフトは、その根源を一子相
 続地方の住民のジツペ的構造(Sippenstruktur)すなわち保守主義(Konservatismus)と家族精神(Familiensinn)、自負
 心(Selbstbewußtsein)と狭い社会への感情的結合(emotionale Bindung an einen engen Kreis)に求めている⁽¹⁰⁾。かよ
 うな、いわば感情的ファクターが、きょうだいが家にとどまること(Zuhause sitzen bleiben)の一因を為したことは事
 実であろう。またそれが必ずしも貧困と結びついていないということは、大きい農場にかような独身者が多いという
 事実から明らかである。しかし、われわれにとつて重要なことは、前に一言した一農家一族の原則^(三十一)が基礎に
 横たわっているということである。すなわち、結婚して農場にとどまり得る者は、一族に限られるということが、
 ドイツにおける家族の本質として、当然の前提となつていふことを見逃してはならない。ドイツに次の諺があること

は、この間の事情をよく表現するものと云い得るであろう。「一家に二人の主婦がいることは、恰も二匹の猫と一匹の鼠、一片の骨と二匹の犬の如く、楽しい時を過せなむ」(Zwei Frauen in einem Haus, Zwei Katzen und eine Maus, Ein Knochen und zwei Hunde gibt keine frohe Stunde.)。ゼーリングも、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン (Schleswig-Holstein) における長子相続についてはあるが、長男が農場を承継した場合に、「兄弟の中他の何人も、農場で妻をめぐつてはならなかつた (Kein Zweiter von den Gemeindern durfte auf den Hof seine Frau bringen)」。スラヴ人や褐色、黄色人種の場合の如き大家族 (Großfamilie) は、かつて存在したことがなく、現在も存在しない。年下のきょうだいが世帯を作ろうと思えば、現在でもそうであるが、父の農場から去らねばならず、しかる後——父の死後——補償の請求権を有した」と述べている。⁽¹¹⁾ かような小家族 (Kleinfamilie) の原則が基礎にあり、そこに資本主義経済の発展が十分でない時期に村外への移住が著しく制約されていたという経済的ファクターが絡むことによつて、オジ、オバの現象を生じたものといふことができよう。ただしこの経済的ファクター、および前述の感情的ファクターの点は、ヴェルテンベルクで、第一次大戦後、事情が變つて来ている。すなわち、農場を承継しないきょうだいが、他の中小の農場へムコ(ヨメ)入りする場合のほか、都市で職を求めることのある事実が指摘されている。⁽¹²⁾ 第二次大戦後の今日、さらに大きな事情の変化が予想される。

なお右の問題と関連して、所によつては、心身不具のきょうだいが生涯にわたつて居住権をもつことも報じられて⁽¹³⁾ いる。アルゴイでの事例によると、「きょうだいは、どこかで適当な世話をしてもらへるまで、通常兄(弟)の家にとどまる。その際彼等は、今日結婚を急ぐ若者たちには、棺桶に足をつつこんでいると思われるほどの年齢に達していることがしばしばある」と報告されている。⁽¹⁴⁾

説

論

右のような心身不具のきょうだいは別として、一般に独身のきょうだい (Onkel und Tanten) が農場にとどまることは、農場にとって有利であるといわれている。すなわち、第一に、彼等は「農場とその所有者の繁栄を考えてくれる安価な労働力」(eine billige, auf das Wohl des Hofes und seiner Besitzer bedachte Arbeitskraft) である。⁽¹³⁾ 彼等は仕事の虫 (Arbeitsfanatismus) となつて、農場の経営の向上に全力を尽す。⁽¹⁴⁾ 第二に、一子相続人は、これらのきょうだいに、補償を一部もしくは全部払う必要がない。また了解がつけば利子もかかることがない。⁽¹⁵⁾ 第三に、彼等が残した遺産は、農場承継人とその家族に帰して、他のすべてのきょうだいが均等に相続しないことが多い。⁽¹⁶⁾

以上の指摘から見ても、オジ、オバの存在は、一見諸子平等の原則に著しく反するが如き観を呈する。しかしその不平等は、農場が分割で維持承継されるべきであるとの要請、彼等が他の職業に従事することが困難であつたとの事情、および前記小家族の原則が基礎にあることから生じた事実上の制約であつて、理念的には、むしろ平等の原則は、なお底に貫かれていると言ひ得る。すなわち、彼等は、補償請求権という財産権を背景にしつつ、その労働力を提供して家族の一員としての義務を分担するのであつて、単なる寄生者的存在ではない。このことは、前掲ブルガーの家族の和合についての説明によつても明らかであるが、ゼーリングも、前記シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける事情について、一子相続人のきょうだいに對する關係が、家父長的なものではないこと (nichts Patriarchalisches) として一子相続人は、他のきょうだいに對し同等者中の第一人者 (Erster unter Gleichen) にすぎないことを述べている。⁽¹⁶⁾ われわれも、右の事実上の制約にとらわれて、その本質に潜む平等の理念を見誤つてはならないであらう。

農場にとどまる独身のきょうだいが、農場承継人と協力して農場で働かない場合、特に独身の姉妹は、自力で暮らして生きていかなければならない。農場承継人は契約によつて、きょうだいに對し、結婚費用の支払、食糧品、特に牛

乳の供給等の義務を負うこともある。しかし契約上の義務がなくても、病気や不具のきょうたいに対しては、良い家族精神 (guter Familiensinn) の存するかぎり、十分な看護が為される⁽¹⁾。

- (1) Weibel, S. 39.
- (2) Hiller, S. 340; Fuchs, S. 427.
- (3) Fuchs, S. 426.
- (4) Krafft, S. 70 und S. 81.
- (5) Brugger, S. 34.
- (6) Krafft, S. 46.
- (7) Brugger, S. 32.
- (8) Brugger, S. 49.
- (9) Krafft, S. 35 und S. 80.
- (10) Krafft, S. 80.
- (11) Max Sering, Deutsche Agrarpolitik auf geschichtlicher und landeskundlicher Grundlage, unter Mitarbeit von Heinrich Niehaus und Friedrich Schlömer, Leipzig, 1934, S. 46.
- (12) Krafft, S. 36 und S. 44; Fuchs, S. 426.
- (13) Hiller, S. 341.
- (14) Brugger, S. 34.
- (15) Krafft, S. 82.
- (16) M. Sering, a. a. O.
- (17) Hiller, S. 341.

四 結 言

論

以上、本稿では、先ず一面において、ヴェルテンベルクの東部のいわゆる新ヴェルテンベルクでは、シュヴァルツヴァルトと異り、沿革的にグルントヘルシャフトの拘束が強く、レーン (Bauernlehen) が一九世紀の半ばまで存続し、農地の一子相続は、レーンの承継形式として發達して来たことを述べた。しかし他面において、慣習上示されるヴェルテンベルクの一子相続制度の内容は、一九世紀末以来の調査によるものではあるが、シュヴァルツヴァルトにおけると大差のないことを考察して来た。すなわち、第一に、農場承継人になる者は、いずれの地方においても、農場所有者の選択 (Auswahl) によつてきまる^(三十一イ)。しかも譲渡の形式は、Kindkauf という終身扶養義務を対価とし、かつ共同相続人への補償によつて制約される売買の実質を有する有償契約である^(三十一ロ)。つまり農場の承継は農場所有者の抽象的な地位の当然承継というよりも、むしろ現実的な権利義務の取引的承継という色彩を帯び、そこには契約原理が支配している^(三十一ハ)。勿論農場承継人に、シュヴァルツヴァルトでは末男子、ヴェルテンベルクでは長男子がなる事例が多いという面からの制約はあるが、それはむしろ事実上の制約と見ることができるのであつて、その基礎には、農場所有者の自由が——農場の維持という面からの限定は免れないが——、なお確保されていると云い得る。すなわち、両地方における一子相続制度は、近代法における個人の自由と質的に矛盾するものとは云い難い^(三十一ニ)。第二に、農場承継人を選ばれた者の地位は、他のきょうだいに對し絶対的優越ではなく、農場承継人は他の共同相続人に対して補償しなければならない^(三十二イ)。勿論、補償の基礎となる農場の評価が必ずしも厳密な計算に基つかず^(三十二ロ)、かつ農場の經濟状態によつては補償が実現されないこともあり^(三十二ハ)、また他のきょうだいが独

身のまま農場にとどまらざるを得ない場合もあるという点において、事実上の制約は受けるが、理念的には、平等の原則は慣習の中に貫かれている(三二四)。

かように、自由と平等が、たとえ純粹な形ではないにしても、原理的には、一子相続慣行の中に見られるという点において、ヴェルテンベルクの長子相続とシュヴァルツヴァルトの末子相続とは共通であつて、一子相続の内容そのものは、質的相違を示すことがない。序説で指摘したように、ヴェルテンベルクにおいて、グルントヘルシャフトの支配がながく続いたこと、一子相続慣行の内容上見られる自由、平等の理念とを、どのように調和的に理解するかということとは、きわめて困難な問題である。解明の鍵となり得る一応の問題点を指摘しよう。

第一に、農地相続の型を歴史的に規定した要因としては、グルントヘルシャフトの支配の強弱が大きいウェイトを占めているように思われる。すなわち、各所に述べて来たように、グルントヘルシャフトは、農場の経済力が維持され、それによつて貢租の支払が十分になされることに関心をもち、そのために努めて一子相続、就中長子相続の型を要望した。勿論単純な定式化は避けられるべきであるが、新ヴェルテンベルクの長子相続、シュヴァルツヴァルトの末子相続、旧ヴェルテンベルクの分割相続は、それぞれグルントヘルシャフトの支配の強弱と無関係ではあり得ない(一、二一)。(参照) 勿論そのほか、土地の自然的条件も影響をもつが、何よりも決定的意義をもつたのは、グルントヘルシャフトの支配の強弱であるように思われる。

しかし第二に、たとえグルントヘルシャフトは、農地相続の型を規定して、一子相続を要望したと云つても、制度の中味にまで立ち入つて、夫婦相互の間、相続人相互の間の権利義務の關係をも律するには至らず、その分野においては、なお農民の自主的決定の余地が残されていたと云えるのではないかと考えられる。すなわち、この点に、ヴェル

説

論

テンベルクにおける長子相続と、シユヴァルツヴァルトにおける末子相続との間に、内容上質的な差異が見受けられないことの要因が潜むように思われる。さらに云えば、一子相続と分割相続との差異も、相続の型の差異にとどまり、共同相続という平面においては、質の差異を示すものではない。勿論一子相続の場合の方が、一子相続人には有利ではあるが、しかし他のきようだも無権利ではなく、補償の形で、原理的には平等の相続分を有する。しかもこの補償請求権は、慣行上古くから存在する^(三二)。すなわち、グルントヘルシャフトによつて規定されたのは、やはり相続の型のみであつて、農場所有者と一子相続人、および相続人相互の権利義務に関しては、農民の自由が残されて、そこには平等の原理が働いたと云えるのではないかと考えられる。つまり、一子相続慣行の中に見られる自由平等の理念は、ヴェルテンベルクにおいて、すでに近世の権力構造の中に包蔵されていたのではないかと思われる。右に述べたことを一応肯定するとして、何故グルントヘルシャフトは、相続の型を規定するにとどまつたか、また農民は、自主的決定によつて、何故平等の原理を貫いたか、がさらに考究されなければならない。こうした問題に関しては、次の二点が顧みられるべきである。

第一に、グルントヘルシャフトが農民を支配したと云つても、その支配は全面的なものではなかつた。すでに言及したように^(二一)、農民に対しては、そのほか多くの複雑な支配者がいて、その支配関係は農民の生活関係に即して分裂しており、グルントヘルシャフトは、主として貢租を徴収する面においての一面的な支配をしたにすぎない。従つて、農民の身分関係についてまで、グルントヘルシャフトは、その支配を及ぼしえなかつたのではないかと考えられる。すなわち、グルントヘルシャフトの支配の質に先ず着目すべきである。

第二に、グルントヘルシャフトの支配の及びえなかつた分野において、農民の自由、平等の原理が滲透していたこ

とについては、近世における人文思想、フランス革命をピークとする政治思想等の影響も無視できないであろうが、そのほかキリスト教における平等の思想が大きい役割を演じたのではないかと考えられる。この点についての実証的研究は、本稿のよくなるどころではない。本稿で引用した文献中、わずかに、アルゴイ地方において夫婦財産・相続契約が行なわれる^(二)、^(三)ことについて、これが宗教上の信仰と一致しているとの指摘が見られるにとどまる^(一)。しかし、たとえ無意識的ではあるにしても、農民にとって何よりも身近な生活規範として、キリスト教思想が一子相続制度の内容を規定する上に重要な意味をもつたであろうことは十分に考えられる。

以上述べたところによつて、ヴェルテンベルクにおいて、二〇世紀に一子相続法が制定され、しかもそれがその後強化される傾向にあることの意義を理解することができる。すなわち、たとえ一子相続という型は、沿革的にかつてグルントヘルシャフトによつて規定されたとしても、そこには農場の経済力の維持という点で、資本主義社会においても、なお合理性をもち得る根拠が存する。また一子相続慣行の内容に、個人の自由と平等の理念が、原理的には貫かれているとするならば、その理念を法がさらに一段と尊重することにより、制度を強化することは至難ではない。二〇世紀における一子相続法の制定に対して、比較的抵抗の少ない事実も、ヴェルテンベルクにおける上述の歴史的發展の特質を裏書するように思われる。もつとも近時の一子相続法の内容が、農民の自由と平等を十分尊重しているか否かについては、なお十分検討を要すべきことではあるが。

(1) Reichle, S. 27.

註

□ ○ ◎ は一子相續行の行なわれる地区。
 ○ ◎ は分相續行の行なわれる地区。
 □ ○ は混合して行なわれる地区。
 示す(一九〇五年の調査に基づくもの)として Fuchs, S. 495 とする。

